

2020年11月16日

衆議院議長 様
参議院議長 様
農林水産大臣 様

種苗法一部改正に関する要望書

東京都新宿区大久保2-2-6 ラクアス東新宿
生活協同組合 パルシステム東京
理事長 松野玲子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にしたい『社会』をつくりたい」を理念に掲げ、約52万人の組合員を擁する生活協同組合です。

種苗法の一部改正(案)は第201回通常国会で審議見送りとなり、今国会で11月12日に実質審議入りした種苗法の一部改正(案)検討資料(昨年11月に農林水産省が公表)には、植物種苗の新品種開発を促進するため、種子の育成者権保護を目的として、農家の自家採種・増殖を有料の許諾制にすることが検討されています。

こうした政策は、公的機関による種子の保全、育成及び供給を困難にし、種子開發生産の民間企業支配と独占に道を開くことになりかねず、農家の経済的負担が増大することや、農家による種苗の自家採種・増殖の権利を奪う可能性もあり、育成者権者からの権利侵害を理由とした訴えなどを懸念して営農意欲をそがれ、後継者不足も重なって、伝統的な日本の農業のさらなる衰退をもたらす恐れがあります。ひいては、食料の安全保障、種の多様性、環境の保全、地域の存続、といった持続可能な経済社会の確立にとって大きなマイナス要因ともなりかねないことが危惧されます。

「種苗法の一部を改正する案」は、国民の食と農の根幹に関わる「種子(たね)」について、大きな影響を及ぼすものです。

新政権が発足し、新型コロナウイルス対策をはじめ多くの重要かつ優先課題に迅速に対応しなければならぬ中、農業者及び消費者への周知や丁寧な説明がされないまま、この時期に審議することに憤りを感じています。法改正に当たっては、有機農家を含む幅広い層の農家・農業者をはじめ、農の恵みを楽しむ消費者全般にも広く意見を求めた上での改正案の作成、そして国会においては十分な審議が必要不可欠です。

以下のことを十分に踏まえて審議して頂くよう強く要望します。

記

- (1) 現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上一律禁止する改正案により、これまで認められてきた農家のタネ取り(自家増殖)の権利が著しく制限されると同時に許諾手続き・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、(日本の農業を支える圧倒的多数の小規模)農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなります。これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねず、「国連家族農業の10年」や「小農の権利宣言」の精神とも相反するものです。
- (2) また、農林水産省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調していますが、シャインマスカットやいちごのような海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖をすべて防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である、と農林水産省もかつて認めており(2017年11月付け食料産業局知的財産課)、海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要性はありません。
- (3) 在来種(一般品種)は育成者権の対象外としていますが、一般品種が登録される可能性も否定できません。今回の法案では裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、小規模農家を委縮させ、在来種の栽培やタネ取りを断念させる可能性もあります。その結果、地域で種子を守ってきたタネ取り農家とともに多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねません。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになります。
- (4) 自家増殖禁止は育成者権を守るためのグローバルスタンダードであるとされていますが、自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行しています。

以上